

## 公共事業等からの暴力団排除の取組について

〔平成21年12月4日〕  
暴力団取締り等総合対策WT

平成18年7月21日、犯罪対策閣僚会議の下に「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」（平成19年10月2日「暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム」に改組）が設置され、以後、暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策について検討を行った結果、平成18年12月19日に開催された犯罪対策閣僚会議第8回会合において「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入」を各省庁において推進することとされた。その後、これら二つの施策に関する通達モデル案を策定するなどし、これまで警察庁と7省庁及び2独立行政法人のそれぞれとの間で合意書の運用を開始するなど、公共工事からの暴力団排除のための取組は着実に進展してきた。

これらの取組については、相当の効果が認められたものの、取組を推進する中で新たな検討課題も認められた。この報告書は、公共事業からの暴力団排除について、政府が今後、更に取り組むべき施策を取りまとめたものであり、政府は、Ⅰの現状と課題を踏まえ、Ⅱに掲げられた施策を迅速かつ適切に実施することとする。

### Ⅰ 現状と課題

国等（国、地方公共団体及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）では、これまで暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を推進してきたところ、暴力団関係企業が、各省庁が発注する公共工事を直接受注するのみならず、下請契約等に介入しているほか、測量、建設コンサルタント業務等の委託、役務の委託、物品及び資材に係る公共調達並びに公有財産売却の分野においても、その入札及び契約（下請契約、再委託契約等を含む。）に介入する等の実態が見られた。

一方、国等における公共工事からの暴力団排除が推進されつつある状況を受け、暴力団や暴力団関係企業による民間工事への介入が強まっている。政府では、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応について、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日付け犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「指針」という。）を取りまとめ、その普及啓発に努めてきたところであるが、指針の公表から2年が経過した現在においても、民間企業における暴力団排除条項の導入等が必ずしも十分進んでいない。

このような実態を踏まえ、暴力団の公共事業等（公共事業、測量、建設コンサルタント業務等の委託、役務の委託、物品、資材等に係る公共調達並びに国公有財産の売却、貸付等をいう。以下同じ。）及び民間工事への介入並びに暴力団関係企業による暴力団に対する資金提供を防止するため、警察において、公共事業等及び民間工事に係る違法行為の取締りを強化し、公共事業等及び民間工事に携わるあらゆる人々の生命・身体の安全を確保することはもとより、関係行政機関においても、警察とより緊密な連携を図り、暴力団排除対策を強力に推進する必要がある。

### Ⅱ 公共事業等における暴力団排除の推進

#### (1) 政府の取組

政府において、次の取組を進めるものとする。

① 公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化

公共工事の発注について、暴力団関係企業等の排除対象の明確化と警察との連携強化を実施していない省庁については、これらを早急を実施する。

② 暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入

受注業者に対して、暴力団員等による不当介入がなされた場合に、当該事実の警察への通報及び発注者への報告を義務付けるとともに、それらの義務を怠った場合にはペナルティ措置を講ずる通報報告制度をいまだ導入していない省庁については、早急に同制度の導入を図る。

③ あらゆる公共事業等からの暴力団排除

各省庁は、公共工事以外の公共事業等についても、入札参加者から暴力団員等を除外し、契約書に暴力団排除条項（下請契約、再委託契約等に係るものも含む。）を盛り込むなどあらゆる公共事業等からの暴力団排除を推進する。

④ 民間工事等からの暴力団排除

関係省庁は、民間工事等に関係する業界においても、指針を踏まえ、工事の発注、役務の委託、物品及び資材調達等に係る契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入等、①から③までと同様の取組が講じられるように、引き続き、所要の指導、要請等を行う。

(2) 独立行政法人等の取組の促進

関係省庁は、独立行政法人等においても、(1)と同様の取組が講じられるように、所要の指導、要請等を行うものとする。

(3) 地方公共団体の取組の促進

国は、地方公共団体においても、できる限り(1)と同様の取組が講じられるように、地方公共団体と連携を強化するものとする。

### III その他

(1) 各省庁の取組の実施状況等については、定期的にフォローアップを行うものとする。

(2) 公共事業から暴力団を排除するための施策について、Ⅱ以外の施策についても、引き続き、幅広く検討を行うものとする。